

犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ & A 新旧対照表

	改正前	改正後
No. 78	<p data-bbox="271 309 342 347">質問</p> <p data-bbox="271 424 1144 671">他の特定事業者が預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結又はクレジットカード契約の締結を行った際に顧客等の本人特定事項の確認を行い、その記録を保存し、かつ、当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認することとあるが、この「他の特定事業者」は銀行かクレジットカード会社だけか。</p> <p data-bbox="271 746 342 785">回答</p> <p data-bbox="271 860 1144 935">犯収法第2条第2項第1号から15号まで及び第39号に規定される特定事業者です。</p>	<p data-bbox="1167 309 1238 347">質問</p> <p data-bbox="1182 424 1279 454">(同左)</p> <p data-bbox="1167 746 1238 785">回答</p> <p data-bbox="1167 860 2036 935">犯収法第2条第2項第1号から第15号まで及び第40号に規定される特定事業者です。</p>